

別紙(第6条第3項関係)

認可外保育施設指導監督基準

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間)については、おおむね児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第14号。以下「基準規則」という。)第42条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯や夜間・午睡の時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

- (2) 保育に従事する者のおおむね三分の一(保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人)以上は、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。)又は看護師(准看護師を含む。以下同じ。)の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

(2) 保育に従事する者

ア 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 4 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第2 保育室等の構造、設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。
(2) 保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。
(3) 乳児（おおむね満1歳未満児の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）については、保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第22条を参酌し

つつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。

- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等行うものであるから、乳幼児の居宅等について広さ等の要件を求めるものではないが、その事業の運営を行う事業所においては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

3 共通事項

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。
- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便器の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

第3 非常災害に対する措置

- 1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設
 - (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
 - (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。
- 2 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設
防災上の必要な措置を講じていること。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- (1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
なお、保育室を2階に設ける建物が基準規則第40条第8号ア及びイのいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。
- (2) 保育室を3階以上に設ける建物は、基準規則第40条第8号イからクまでのいずれの要件にも適合すること。
また建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- (3) 保育室を4階以上に設ける建物は、基準規則第40条第8号イからクまでのいずれの要件にも適合すること。
また建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

第5 保育内容

1 保育の内容

- (1) 児童一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、別添の留意事項を踏まえて保育内容を工夫すること。
- (2) 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
- (3) 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。
- (4) 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」保育になっていないこと。
- (5) 必要な遊具、保育用品等を備えること。

2 保育従事者の保育姿勢等

- (1) 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、施設の管理者又は管理者とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。
- (2) 保育所保育指針を理解させる機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
- (3) 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。
- (4) 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

3 保護者との連絡等

- (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- (2) 保護者との緊急時の連絡体制をとること。
- (3) 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

第6 給食

- (1) 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
- (2) 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した

- 食事内容とすること。
- (3) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
 - (4) 上記(1)～(3)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）（平成31年4月厚生労働省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年6月16日付け生食発0616第1号通知）、児童福祉施設における食事の提供ガイド（平成22年3月厚生労働省）、乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）を参考にすること。

第7 健康管理・安全確保

- 1 児童の健康状態の観察
登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。
- 2 児童の発育チェック
身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。
- 3 児童の健康診断
継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。
- 4 職員の健康診断
 - (1) 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
 - (2) 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。
- 5 医薬品等の整備
必要な医薬品その他の医療品を備えること。
- 6 感染症への対応
 - (1) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設
 - ア 感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。
 - イ 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年3月厚生労働省）を参考にすること
 - (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設
感染予防のための対策を行うこと。
- 7 乳幼児突然死症候群に対する注意
 - (1) 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
 - (2) 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
 - (3) 保育室では禁煙を厳守すること。
- 8 安全確保

- (1) 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- (2) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- (3) 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。
- (4) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- (5) 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- (6) 事故発生時には速やかに当該事実を知事に報告すること。
- (7) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (8) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。
- (9) 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。

第8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示すること。
- (2) 利用者との利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他他人に知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を交付すること。
- (3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約内容等について説明を行うこと。

第9 備える帳簿

職員の状況及び保育している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。

(別添) 各時期の保育上の主な留意事項

[乳児 (1歳未満児)]

- ・ 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。
- ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。
- ・ 一人一人の生理的・心理的な欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[1歳以上3歳未満児]

- ・ 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・ 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることを鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・ 身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・ 一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

[3歳以上児]

- ・ この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

(3歳児)

- ・ 遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足

させること。

(4歳児)

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

(5歳児)

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

(6歳児)

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。